

金沢星稜大学学会紀要投稿規程

(目 的)

第1条 金沢星稜大学学会（以下「本会」という。）の各部会の紀要は、本会会則第2条に定める本会の目的達成のため、同会則第3条第1項第1号の定めにより発行する。

2 紀要の名称は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 金沢星稜大学論集 | 本会経済部会が発行 |
| (2) 金沢星稜大学人間科学研究 | 本会人間科学部会が発行 |
| (3) 金沢星稜大学人文学研究 | 本会人文学部会が発行 |
| (4) 星稜論苑 | 本会短期大学部会が発行 |

(編集委員会)

第2条 紀要の企画、編集及び発行のために、本会各部会に編集委員会を置く。

2 編集委員会の委員は、本会各部会の部会長が当該部会の正会員のうちから指名する。

3 編集委員会に編集委員の互選により編集委員長を置く。

4 編集委員長は、編集委員会を招集し、紀要の企画及び編集を行う。

(投稿者の資格)

第3条 紀要に投稿することのできる資格を有する者は、原則として本会の正会員、特別会員、名誉会員、賛助会員及び金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部（以下「本学」という。）において教育・研究に携わる者とする。ただし、次の各号に掲げる要件を満たす執筆者については、この限りではない。

- (1) 本学専任教員が筆頭筆者である共同執筆による論文等の共同執筆者
- (2) 周年記念号については本学の旧専任教員
- (3) 追悼又は退職記念号については関係者
- (4) 正会員の著書又は紀要掲載論文に対する論評・批評等の執筆者
- (5) 講演会等本会の活動に関する記録等の執筆者
- (6) その他編集委員会が依頼した原稿の執筆者

2 連名著者は、本会の会員でなくてもよいものとする。

3 本会の学生会員による投稿にあたっては、指導教員の指導のもとに投稿できるものとする。

(投稿論文等)

第4条 紀要に投稿できるものは、第1条に定める目的にかなうものであり、他に発行済み又は投稿中でないものに限る。ただし、学会発表抄録や科研費等の研究報告書はその限りではない。

2 投稿論文等の種別は、論文、研究ノート、資料及びその他編集委員会が認めたもの（以下「論文等」という。）のいずれかに該当するものとする。

3 編集委員会が適当と認めた論文等については、適切な名称をもって掲載することが

できるものとする。

4 論文等の執筆は、本会各部会の執筆要領に従うものとする。

(投稿の申込み)

第5条 論文等を投稿しようとする者は、編集委員会所定の投稿申込用紙を論文等の原稿とともに、編集委員会が定める期日までに提出しなければならない。

2 投稿される論文等の数は、紀要各号、原則として、各執筆者につき1原稿とする。ただし、編集上の都合により投稿数を加減することもある。

(投稿論文等の受理)

第6条 投稿された論文等の受理は、第4条に基づき編集委員会が決定する。ただし、内容については、投稿者がすべての責任を負うものとする。

2 受理された論文等は、原則として、本会ホームページでの公開について承諾することを前提とするものとする。

(掲載順序等)

第7条 論文等の掲載は、原則として著者名順とする。

2 縦書き及び第4条第3項に掲げる論文等は、編集委員会の判断により掲載順を決める。

3 目次には、論文等表題及び著者名を載せる。

4 奥付には、発行者として各部会名、編集者として編集委員会及び印刷所を載せる。

(原稿料)

第8条 編集委員会が依頼した論文等に対しては、執筆者に原稿料を支払うことができるものとする。

2 原稿料の金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 論文 3万円

(2) 研究ノート 2万円

(3) 資料 2万円

3 前項のほか、編集委員会が認めたものに対しては、前項に準じて支払うものとする。

(発行)

第9条 紀要は、原則として年1回ないし2回、3月末日までに発行する。

2 抜刷りは、希望者に50部支給する。ただし、50部を超える分の抜刷りについては、執筆者の負担によるものとする。

3 紀要を送付できる機関は、編集委員会がこれを決める。また、本会会員から編集委員会に送付先を紹介できるものとする。

(著作権)

第10条 紀要に掲載される論文等の著作権は、本会に帰属する。

(その他の事項)

第11条 この規程に定めるもののほか、紀要への投稿等に関し必要な事項は、本会会

長（以下「会長」という。）が別に定める。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、会長が行う。

付 則

- 1 この規程は、平成28年3月14日に制定し、平成28年4月1日から施行する。
- 2 金沢星稜大学学会の各部会における従前の投稿に関する規程は、平成28年3月31日をもって廃止する。

